

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

児童生徒等の登下校時の安全確保について

この度、子供に関する交通事故発生状況等について、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。

これによると、

- (1) 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約6割と最多、児童では約3割が自転車乗用中
- (2) 歩行中幼児は4月が最多、月別では、歩行中児童及び自転車乗用中児童は6月が最多
- (3) 歩行中の幼児・児童の死者・重傷者の特徴は以下のとおり
 - 時間帯別では、幼児・児童ともに月～金曜日の16時～17時台が最も多いが、幼児については土日の日中の時間帯、児童については月～金曜日の14時～15時台の時間帯も多い
 - 事故類型別では、幼児・児童ともに横断中が最も多く、児童は7割超が横断中
 - 法令違反別では、全年齢と比較すると、幼児・児童ともに飛出しが最も多く、違反なしが少ない。また、幼児・児童に違反なしの場合の車両側の法令違反について、対幼児では安全不確認などの安全運転義務違反、対児童では歩行者妨害等が最も多い
- (4) 自転車乗用中の児童の死者・重傷者について、時間帯別では16時～17時台が最も多く、学齢別では歩行中と比較すると中・高学年が多い。また、事故類型別では、出会い頭が7割超であり、法令違反別では、全年齢と比較して違反なしの割合が低い

などの特徴がみられます。特に新年度・新学期には、幼児・児童の環境変化に伴う事故の増大等が懸念されることから、これらの情報を積極的に活用するとともに、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通ルールの遵守や安全な道路の横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理の徹底による幼児・

児童の安全確保の更なる取組の推進をお願いします。

また、児童生徒等の登下校時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく、防犯の観点からも対策が必要です。

文部科学省としても、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進するとともに、「学校安全教室推進事業」により、教職員の研修機会の充実を図りながら、地域全体での学校安全推進体制の構築を推進しているところです。

各地域において登下校時の見守り活動を実施する際は、以下の Web サイトに掲載している「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」も御活用いただき、地域が一体となって登下校時の児童生徒等の安全確保の充実に努めていただくようお願いします。

【「やってみよう！登下校見守り活動ハンドブック」掲載ページ】

○文部科学省 Web サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/mext_01335.html

○学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/index.html>

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

電話：03-5253-4111（内線 2695）

E-mail: anzen@mext.go.jp

別添

事務連絡
令和4年3月24日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

警察庁交通局交通企画課

令和4年春の全国交通安全運動の概要と交通事故分析資料の送付について
この度、警察庁において、令和4年春の全国交通安全運動の実施にあわせて、
幼児・児童が死亡又は重傷となる交通事故を分析しましたので、貴省における幼
稚園及び学校での交通安全教育の企画・立案に御活用願います。

あわせて、教育現場において、子供に対する安全指導や安全教育、広報啓発に
御活用いただくため、都道府県教育委員会等へ御送付をお願いします。

令和4年春の全国交通安全運動の実施について

1 実施期間

4月6日(水)から同月15日(金)までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3 運動重点

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

4 子供に関する交通事故の特徴

- (1) 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約6割と最多、児童では約3割が自転車乗用中
- (2) 月別では、歩行中、自転車乗用中児童は6月が最多、歩行中幼児は4月が最多
- (3) 歩行中の幼児・児童の死者・重傷者の特徴は以下のとおり
 - 時間帯別では、幼児・児童ともに16時～17時台が最も多いが、幼児については土日の日中の時間帯も多い
 - 事故類型別では、幼児・児童ともに横断中が最も多く、児童は7割超が横断中
 - 法令違反別では、全年齢と比較すると、幼児・児童ともに飛出しが最も多く、違反なしが少ない。また、幼児・児童に違反なしの場合の車両側の法令違反については、対幼児では安全不確認などの安全運転義務違反、対児童では歩行者妨害等が最も多い
- (4) 自転車乗用中の児童の死者・重傷者について、時間帯別では16時～17時台が最も多く、学齢別では歩行中と比較すると中・高学年が多い。また、事故類型別では、出会い頭が7割超であり、法令違反別では、全年齢と比較して違反なしの割合が低い

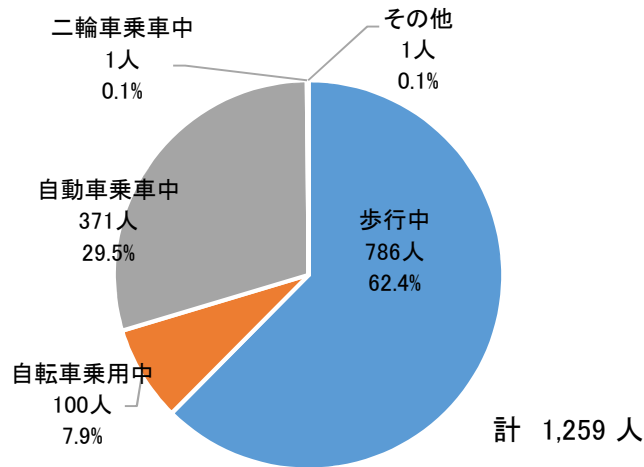
5 警察における重点的取組

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ各種活動を推進

- 歩行者に対する自らの安全を守る交通行動の指導啓発、通学時間帯等における保護・誘導活動の強化、保護者に対する交通安全教育の推進
- 自動車運転者に対する歩行者優先義務等の指導啓発、飲酒運転を許さない社会環境づくりに向けた広報啓発と取締りの推進
- 自転車利用者に対する交通ルール遵守の周知徹底、全ての利用者に対するヘルメット着用の推奨等の指導啓発と悪質違反者の取締り

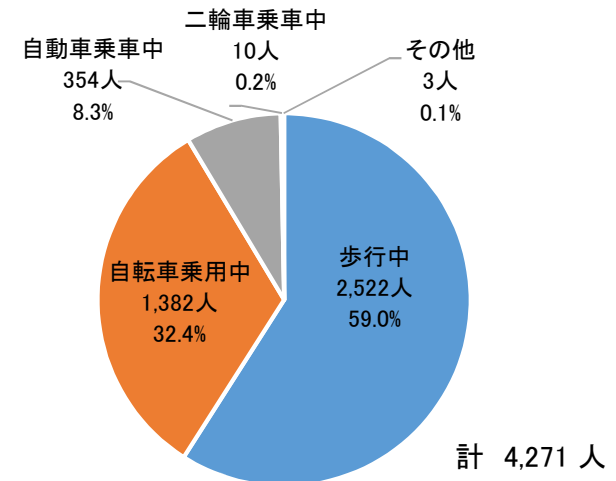
○ 子供に関する交通事故発生状況

幼児の状態別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



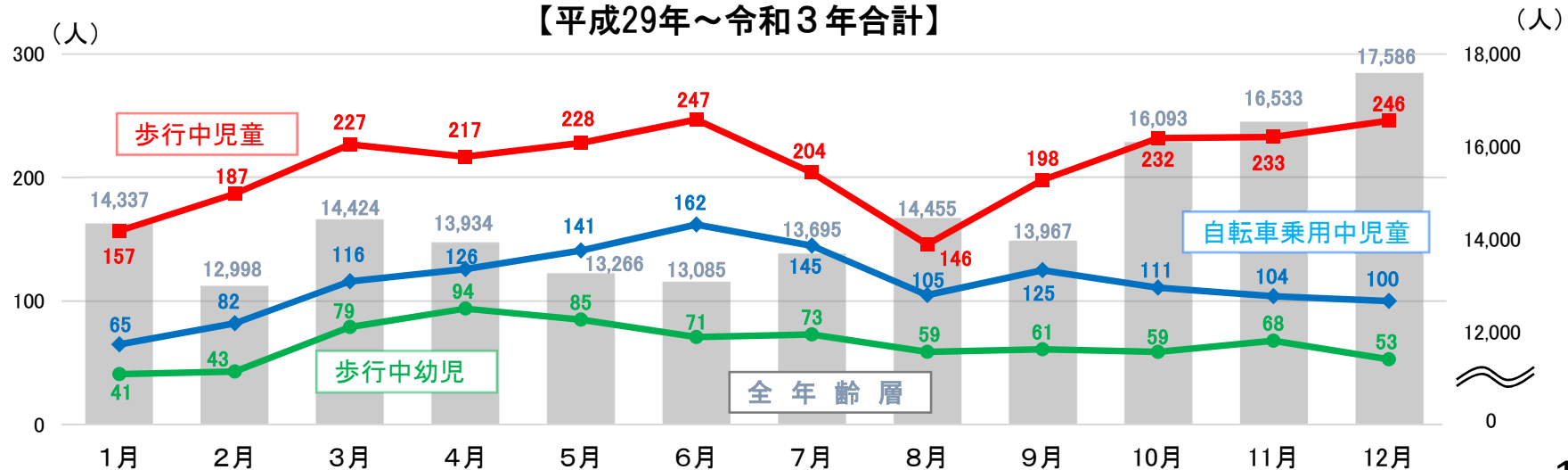
注)「幼児」とは、未就園児と就園児をいう。以下同じ。

児童の状態別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



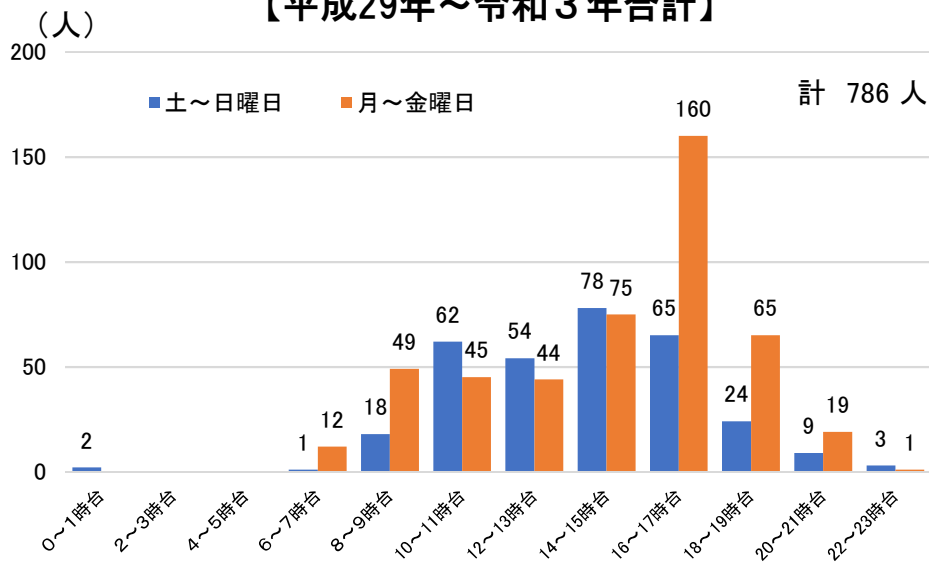
注)「児童」とは、小学生をいう。以下同じ。

歩行中幼児、歩行中児童、自転車乗用中児童の月別死者・重傷者数の推移 【平成29年～令和3年合計】

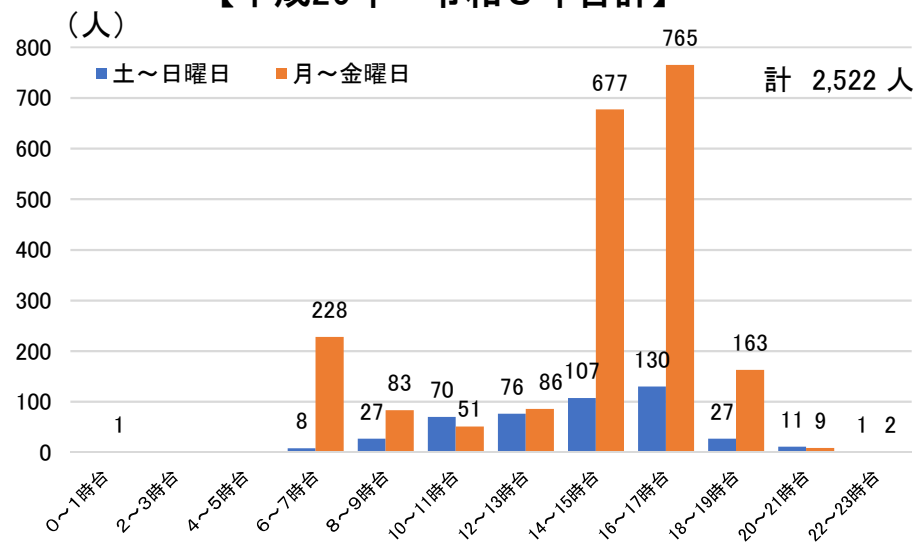


○ 歩行中の幼児・児童の交通事故発生状況

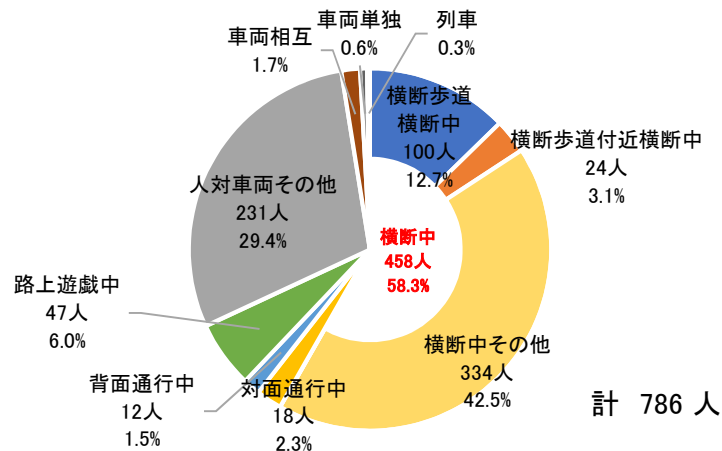
歩行中幼児の曜日別時間帯別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



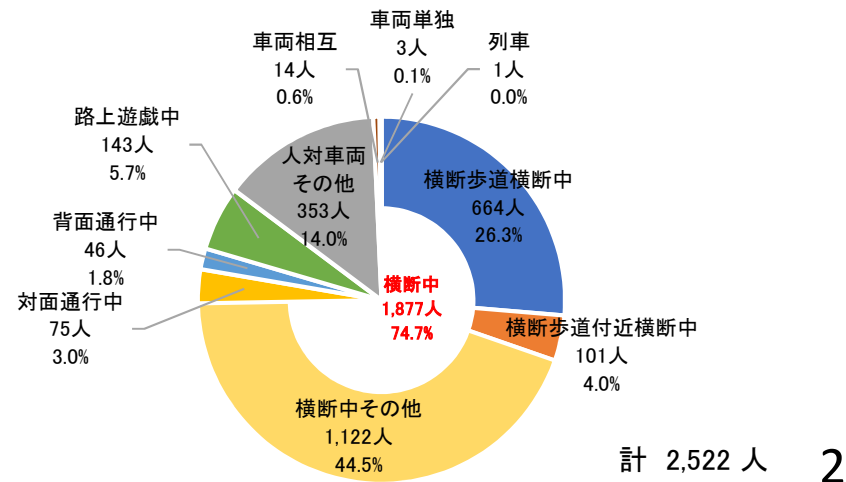
歩行中児童の曜日別時間帯別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



歩行中幼児の事故類型別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



歩行中児童の事故類型別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】

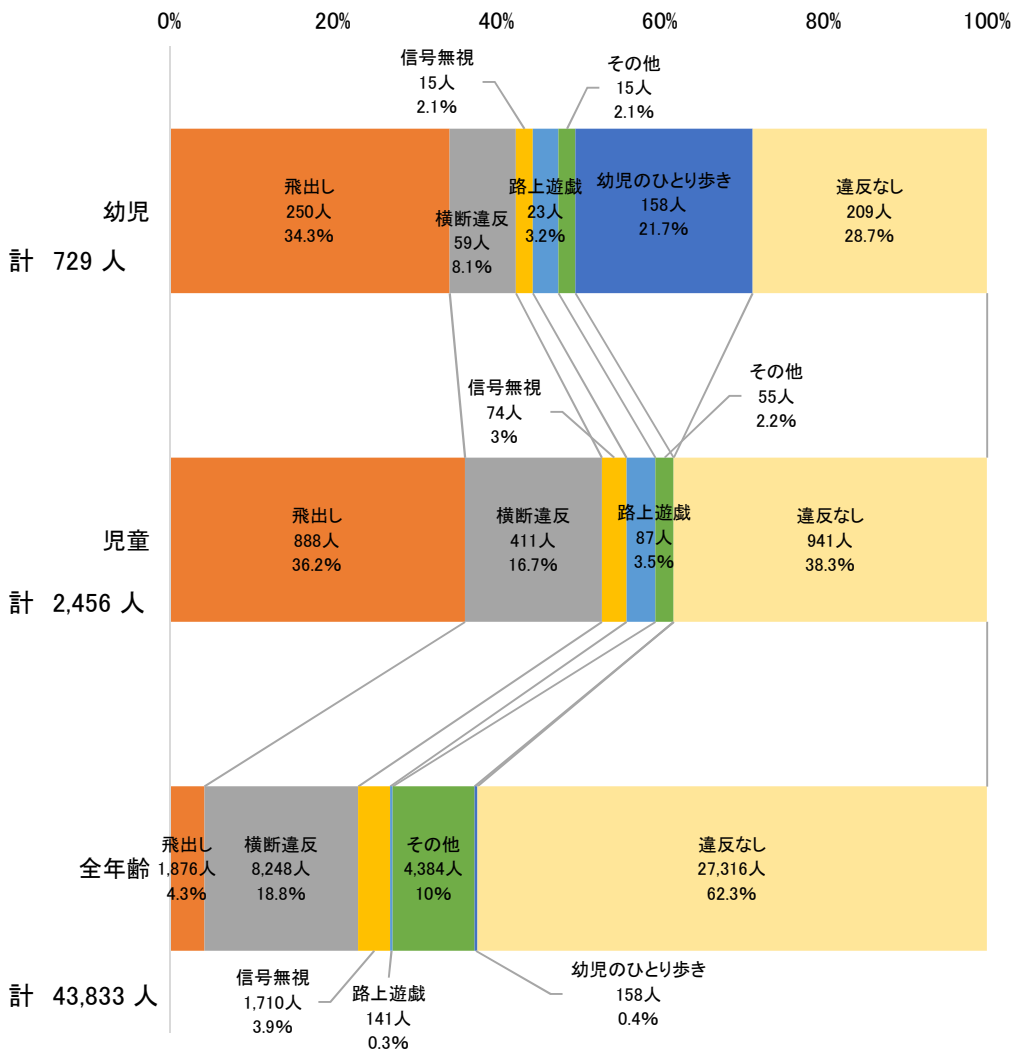


○ 歩行中の幼児・児童の交通事故発生状況

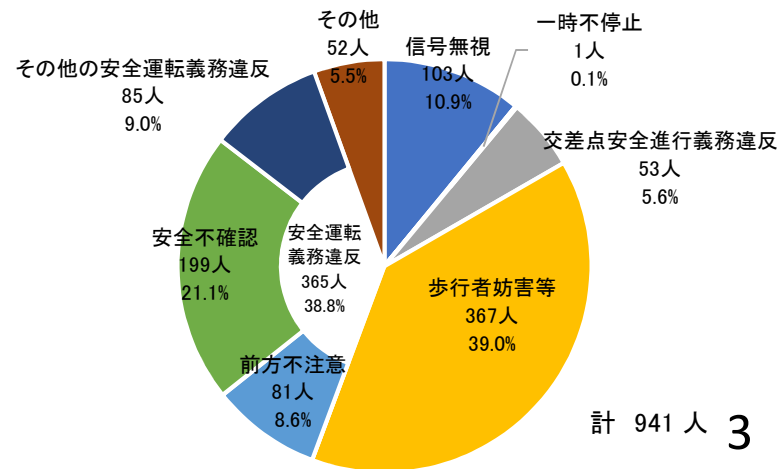
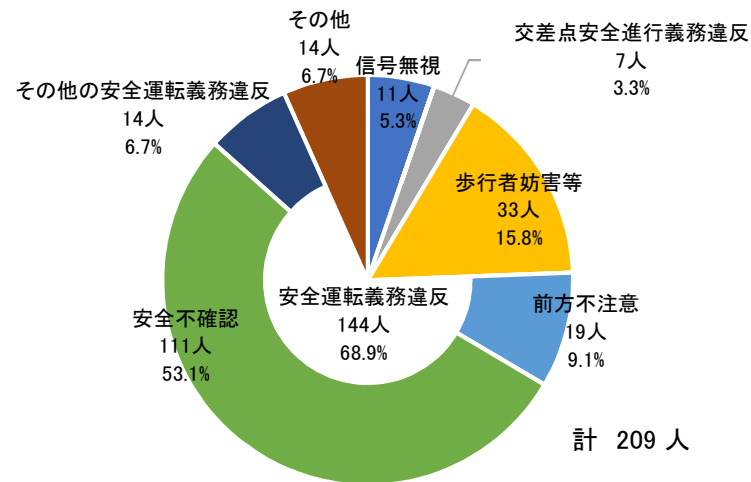
歩行中幼児、児童（第1・第2当事者）の法令違反別死者・重傷者数【平成29年～令和3年合計】

車両の法令違反別歩行中幼児（第2当事者・違反なし）の死者・重傷者数【平成29年～令和3年合計】

車両の法令違反別歩行中児童（第2当事者・違反なし）の死者・重傷者数【平成29年～令和3年合計】

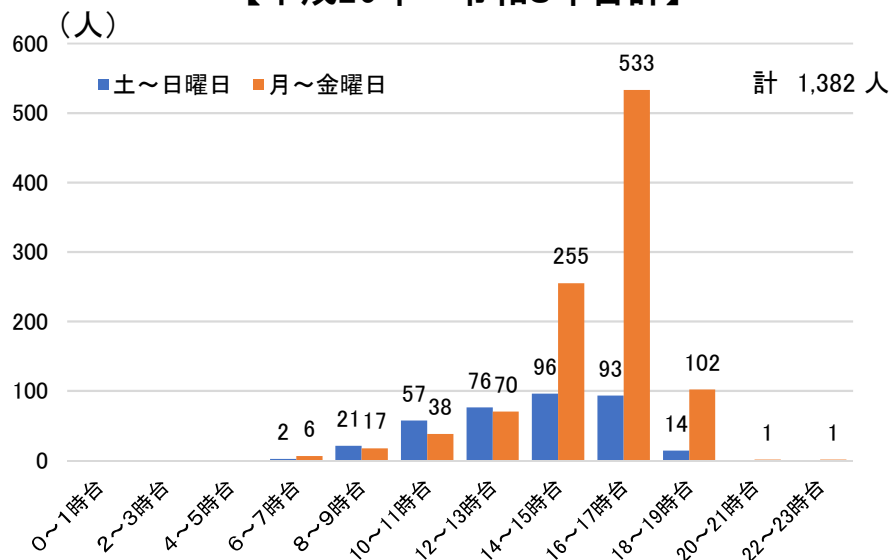


(注)「幼児のひとり歩き」とは、保護(監護)者の付き添わないものをいう。

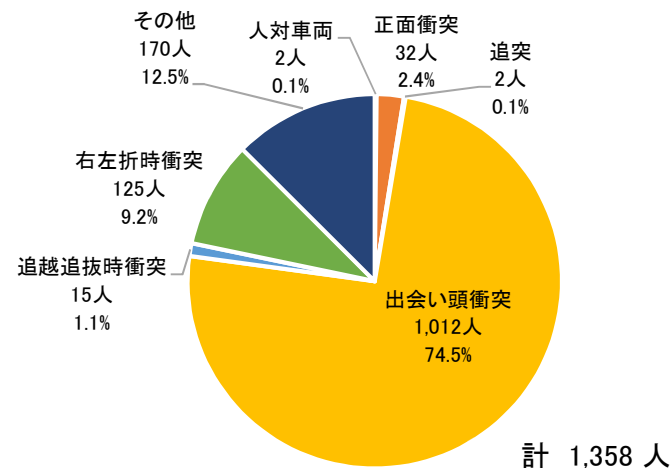


○ 自転車乗用中の児童の交通事故発生状況

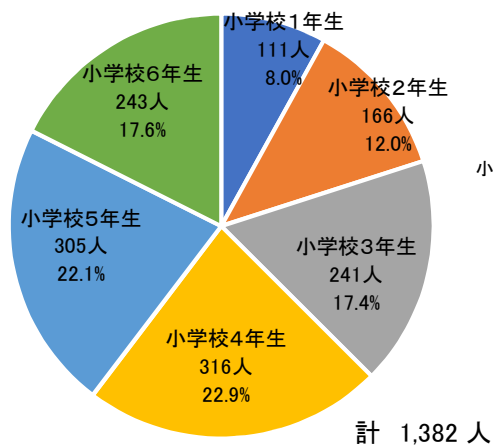
自転車乗用中児童の曜日別時間帯別死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



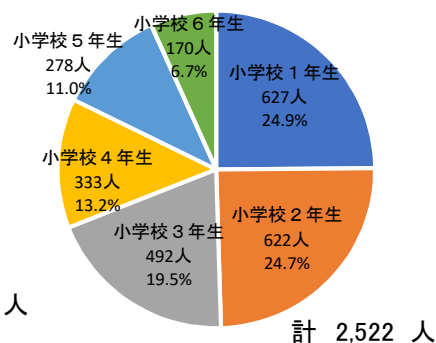
自転車乗用中児童(第1、第2当事者)の事故類型別死者・重傷者数【平成29年～令和3年合計】



学齢別自転車乗用中児童の死者・重傷者数 【平成29年～令和3年合計】



参考〈歩行中児童〉



自転車乗用中児童(第1・第2当事者)の法令違反別死者・重傷者数【平成29年～令和3年合計】

